

全日本ラリー選手権に適用される JAF 公認車両「JP4」に関する規定

第1条 総則

本規定は、全日本選手権におけるクラス1（JN-1）に適用され、JAF から公認される車両「JP4」について定める。JAF 公認車両「JP4」の基本は JAF 登録車両であること。

ただし、本規定は、年度途中であっても適宜見直すことがある。

第2条 車両の定義

以下の通り、分類される。

- 1) 国際モータースポーツ競技規則付則 J 項 260 条（Rally5/Rally4/Rally3）または 261 条（Rally2）及びそれらの車両に関する公認規則に準じて製作された車両で、F I A 公認取得前の車両。
- 2) 国際モータースポーツ競技規則付則 J 項 252 条および 253 条の安全要件・一般事項等に基づく海外 ASN が規定する Group AP4 に準じて製作された車両（公認取得前を含む）で、さらに、本規定第 6 条で定める車両の改造が認められる。

第3条 一般規定

ラリー競技で使用される JAF 公認車両「JP4」は、道路使用のために臨時運行許可番号標で、運用されていなければならない。したがって、日本国内における道路交通法を遵守しなければならない。

JAF が発行する車両の公認書は必須とする。公認書は、完成した J P 4 ボディシエルの検査と承認、およびエンジンタイプの承認の際に発行されるものとする。

なお、本規定は、FIA 国際モータースポーツ競技規則付則 J 項 253 条と併せて適用されることとする。

第4条 臨時運行許可番号標の取得

JAF 公認車両「J P 4」は、臨時運行許可の対象となる競技用車両として、以下の要件すべてを満たし、競技会参加にあたり、競技会ごとに臨時運行許可を得なければならない。

- ① JAF 国内競技車両規則又は FIA 国際競技車両規則に準拠した自動車であること。
- ② 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 77 条に基づく道路使用許可を受けて実施される競技会へ参加する自動車であること。
- ③ 道路交通条約締約国登録自動車（道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律（昭和 39 年法律第 109 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車をいう。）以外の自動車であること。
- ④ 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 4 条の登録を受けていない又は同第 16

条第1項の登録を受けていること。

- ⑤道路交通に関する条約附属書六に規定する条件を満たすものであり、かつ、安全の確保及び公害の防止のための措置（以下、「安全運行の確保等への対策」という。）が講じられていること。

第5条 車両の公認、登録に関する定義

5.1) 申請資格

JAFの特別団体とする。

5.2) 公認

当該年 JAF 国内競技車両規則第1編レース車両規定第3章第1条1.6)および第2編ラリー車両規定第1章一般規定第3条3.1)に基づく。

5.3) 公認書

JAF および／あるいは FIA、海外 ASN によって公認されたすべての車両の詳細は、公認書に記載される。公認書には、そのモデルの識別を可能とするための諸元が記入される。公認記載項目、記入要領ならびに公認申請要領は「FIA 車両公認規則」に準ずる。

競技車両の型式は打刻によって証明される。オーガナイザーは車両検査時に公認書の提示を要求することができる。

当該車両を車両公認書と照合した結果、何らかの疑義が生じた場合、車両検査員はそのモデルの整備解説書を参照するか、またはラインオフ状態の同一モデルと比較して検査を行うものとする。

参加者は自分の車両が生産された国の ASN から、その車両の公認書、および必要な場合は公認付属書（正常進化・変形公認の公認書等を含む）の交付を受け、常に携帯することが義務付けられている。

5.4) 登録車両

JAF 登録車両規定に基づいて登録された車両。JAF 登録車両での参加者は、車両の主要諸元を証明するための当該自動車製造者発行のカタログ、パンフレット等（新型車解説書、整備解説書等を含む）を常に携帯することが義務付けられる。

第6条 許可される追加・変更

本条で許可されている改造のみ F I A および／または海外 A S N 公認部品以外の使用が認められるが、その他は F I A および／または海外 A S N 公認状態を維持しなければならない。

6.1) 対象車両

以下を満たす量産シリーズ生産ツーリングカーとする。

- ・ 2 ドアまたは 4 ドア、FIA グループ A で定義された車両。

6.2) 対象エンジン

JAF 登録車両に搭載される排気量 2,500cc 以下のエンジンとする。

6.3) 最低重量

本規定第2条2)に基づく車両の最低重量は、排気量に対し、下記の通りとし、競技中いかなる時でもこの値以上の重量を有していなければならない。

1,620cc 未満	1,230 kg
1,620cc 以上	1,300 kg

これらの重量は、出走可能な状態で一切の潤滑油、冷却水を満たし、燃料とドライバーを除く車両の真の最低重量である。

疑義がある場合、技術委員は、重量を検証するため、燃料タンク（複数）を空にすることができる。

6.4) エンジン仕様

エンジンブロックの再ボーリングは、最大 1.0 mm まで許されるが、これにより排気量クラスの制限を超えることは認められない。

6.5) エンジン性能調整

過給器付きエンジンについては、下記の規定が適用される。

- ①過給システムは公認されたエンジンのものに合致していなければならない。
- ②すべての過給器付き車両はコンプレッサーハウジングに固定されるリストリクターを装備していなければならない。
- ③エンジンに供給されるすべての空気はこのリストリクターを通過しなければならず、リストリクターは、下記を遵守していなければならない。
 - ・ 第 254-4 図参照
 - ・ リストリクターの最大内径は 34mm。
 - ・ この内径は最低 3mm の長さが維持されていなければならない。
 - ・ この長さは平面 A の上流で計測される。
 - ・ 平面 A はターボチャージャーの回転軸に垂直で、吸気ダクトの中立軸に沿って計測し平面 B の最大 47mm 上流にある。
 - ・ 平面 B はホイールブレードの最も上流端部と中心線がターボチャージャーの回転軸となっている直径 34mm の気筒の間の交差部を通過する。

この内径は温度条件に関わらず満たされなければならない。リストリクターの外径は、その最も細い部分で 40mm 未満でなければならず、上流、下流の双方へそれぞれ 5mm 以上の距離を維持していなければならない。

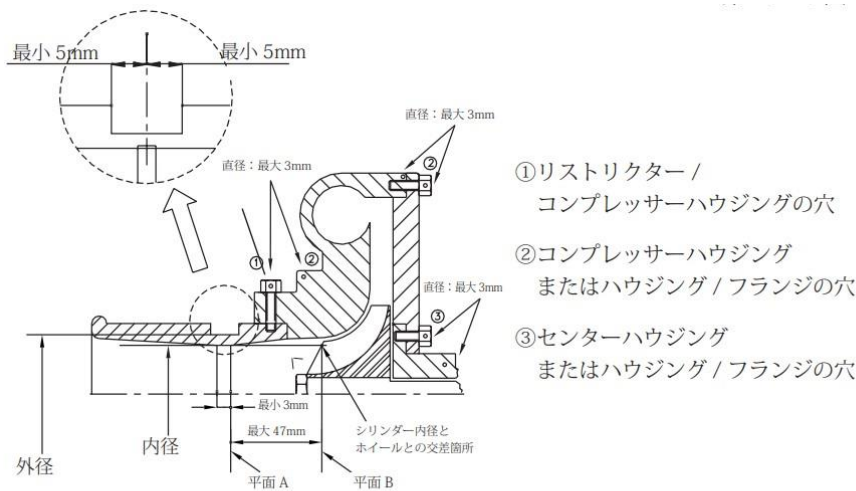
リストリクターのターボチャージャーへの取付けに当たっては、コンプレッサーからリストリクターを取り外すためにコンプレッサーハウジングまたはリストリクターから 2 つのネジを完全に取り除かなければならないような形で行わなければならない。ニードルスクリューを使用した取付けは認められない。

リストリクターの取付けに際し、コンプレッサーハウジングの部材の除去、または追加は、その目的がリストリクターをコンプレッサーハウジングに取り付けるためのものである場合に限り認められる。

ネジの頭部に封印を可能にするための穴を開けなければならない。リストリクター

は、単一の素材で作られていなければならない、取付けおよび封印を目的とした場合にのみ穴を開けることができる。これは、取付けネジ、リストリクター(またはリストリクターとコンプレッサーハウジングの取付け部)、コンプレッサーハウジング(またはハウジングとフランジの取付け部)、およびタービンハウジング(またはハウジングとフランジの取付け部)の間に施されなければならない(第 254-4 図を参照)。ディーゼルエンジン車両の場合、リストリクターは、上記の条件下で、最大内径が 37mm、外径が 43mm でなければならない(この直径の値は予告なく変更され得る)。並列する 2 基のコンプレッサーを有するエンジンの場合、上記に示された条件の下で、各コンプレッサーは、最大内径 24.0mm、最大外径 30mm のリストリクターにより制限される。

- ④スーパーチャージャー付き車両についてはリストリクターの装着は不要とするが、システム駆動関係のプーリー径の変更は認められない。ただし、リストリクター装着車両との性能の均衡が保たれない場合には、本取り扱いを見直す可能性がある。
- ⑤過給器のコンプレッサーハウジングの内径が市販状態で 32 mm以下である場合はリストリクターの装着は不要とする。ただし、リストリクター装着車両との性能の均衡が保たれない場合には、本取り扱いを見直す可能性がある。
- ⑥ リストリクターの取り付けについては F I A 国際モータースポーツ競技規則付則 J 項第 255 条第 5 項に準拠するものとし、その取り付けに必要なコンプレッサーハウジングへの最小限の加工は認められる。また、リストリクター取り付けに伴う最小限の部品の変更は認められる。



他の可能性



第 254-4 図

6.6) トランスミッション

マニュアルトランスミッションをオートマチックトランスミッションに変更することができる。(SP シリーズ部品 (量産純正部品) / CDP コントロール設計パーツ (指定設計部品))